

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例
主管課	健康増進課(人事課 県民生活課 県民活動推進課 障害福祉課)
根拠法令等	障害者自立支援法(17年11月7日公布 18年4月1日施行)
【改正の概要】	
<p>1 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 愛媛県生活センターの改称 「生活センター」 「消費生活センター」</p> <p>(2) 愛媛県老人児童福祉センターの廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止後は、改修を経て18年7月から県民文化会館の別館として使用する予定</li> </ul> <p>(3) 精神保健福祉センターの目的の変更〔自立支援法関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正による業務の変更に伴う規定整備 「通院医療費の公費負担」の申請に対する判定 「精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定」の申請に対する判定</li> </ul> <p>2 愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例の一部改正〔自立支援法関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法の条項の追加に伴う規定整備「第7条」 「第7条第1項」</li> </ul> <p>3 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正〔自立支援法関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、これに準拠している非常勤職員の介護補償に係る支給停止期間（障害者支援施設等への入所期間中）について規定整備を行う。</li> </ul> <p>4 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部改正〔自立支援法関係〕</p> <p>(1) 身体障害者福祉法の一部改正に伴い、同法の施設訓練等支援費に準拠しているセンターの生活訓練に係る利用料金の算定基準を変更する。</p> <p style="padding-left: 2em;">（所得と障害の程度に応じた応能負担）</p> <p style="padding-left: 2em;">（サービスに要した費用の1割の定率負担と食費・光熱水費等の実費負担へ）</p> <p style="padding-left: 2em;">また、利用料金はサービス実施後に確定するため、納付時期を指定管理者の裁量に委ねる。</p> <p>(2) (1)の施設訓練等支援費が自立支援法の訓練等給付費に統合されることに伴い、上記利用料金の算定基準を再変更する。</p> <p>5 愛媛県精神保健福祉審議会運営条例の廃止〔自立支援法関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、精神保健福祉審議会が任意設置となり、審議会の業務は、愛媛県医療審議会（医療法に基づき設置）等で代替可能であるため、審議会を廃止する。</li> </ul> <p>6 (附則)愛媛県女性総合センター管理条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1の(1)の名称変更に伴う引用規定の整備</li> </ul>	
施行日	1、4の(1)、5及び6に係る改正(18年4月1日) 2、3及び4の(2)に係る改正(18年10月1日)
【その他参考事項】	